

これからの都立図書館に必要な利用環境について

-多様な学びや活動を支える機能-

(提言)

平成31年3月

第28期 東京都立図書館協議会

目 次

第Ⅰ章	はじめに	
1	都立図書館を取り巻く社会的環境の変化	1
2	検討の視点	1
3	都立図書館を取り巻く課題と取組	
(1)	都立図書館を取り巻く変化と課題	2
(2)	都立図書館の取組	5
第Ⅱ章	多様な学習形態や利用スタイルに応じた利用環境	
1	基本的な考え方	6
2	学び、知的活動を支える利用環境の整備	
(1)	情報資源を快適に利用するための環境の整備	6
(2)	「学ぶ」「調べる」を支える環境の整備	9
(3)	知的刺激、人と人が出会える場の整備	11
第Ⅲ章	誰もが快適に利用できる環境	
1	基本的な考え方	13
2	誰もが快適に利用できる環境の整備	
(1)	非来館型サービスの充実	14
(2)	外国人に向けたサービスの推進	16
(3)	潜在的利用者へのアプローチ	18
第Ⅳ章	今後に向けて	21
別表	取組事項一覧	23
参考資料		
1	審議経過	
2	第28期東京都立図書館協議会委員名簿	
3	「都立図書館実行プラン to 2020」の概要	

第 I 章 はじめに

1 都立図書館を取り巻く社会的環境の変化

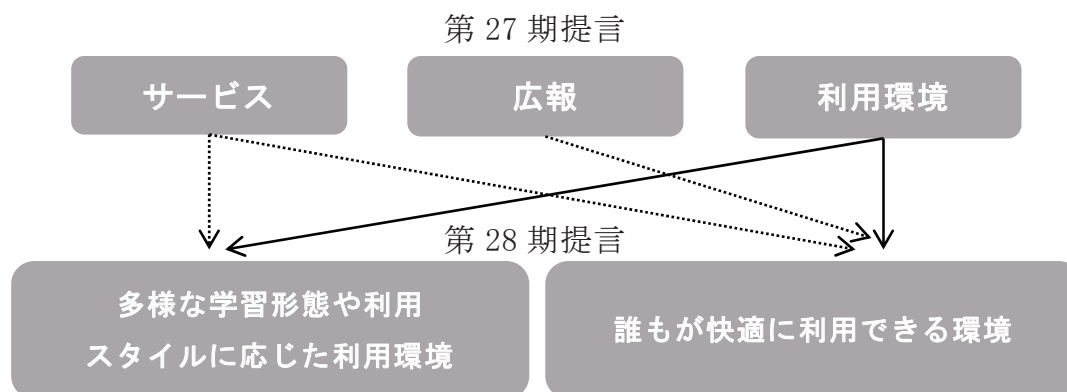
東京を取り巻く社会経済情勢や都民ニーズは、日々変化し多様化しており、少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化、ICT（情報通信技術）の進展、働き方改革の推進によるライフ・ワーク・バランスの実現、自然災害に強い防災都市づくりの一層の推進等、取り組むべき課題は山積している。また、約1年半後に開催が迫った東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機として、訪日外国人及び在留外国人の一層の増加等、今後の東京に様々な影響や変化を伴うことが予想される。

以下では、まず本提言の検討の視点を整理した上で、多くの社会的な環境変化の内でも、図書館に大きく影響を与えると考えられる動きを、都立図書館を取り巻く変化として4つ取り上げ、それぞれに伴う課題を整理する。

2 検討の視点

第 27 期の東京都立図書館協議会では、都立図書館は東京 2020 大会を契機に「世界都市・東京を支える情報センター」を目指すべき、として「サービス」「広報」「利用環境」の観点から提言を行った。中でも「利用環境」については、都民の多様なニーズに応じた整備が必要とされたため、第 28 期は、これを受けて「利用環境のあり方」に焦点を合わせて議論した。その際、課題を「多様な学習形態や利用スタイルに応じた利用環境」「誰もが快適に利用できる環境」の2つの視点で整理した。同時に、利用環境に関わる「サービス」「広報」のあり方についても検討を行った。その意味では全体として第 27 期の提言を更に展開したものといえる。

図 1 第 27 期提言との関係



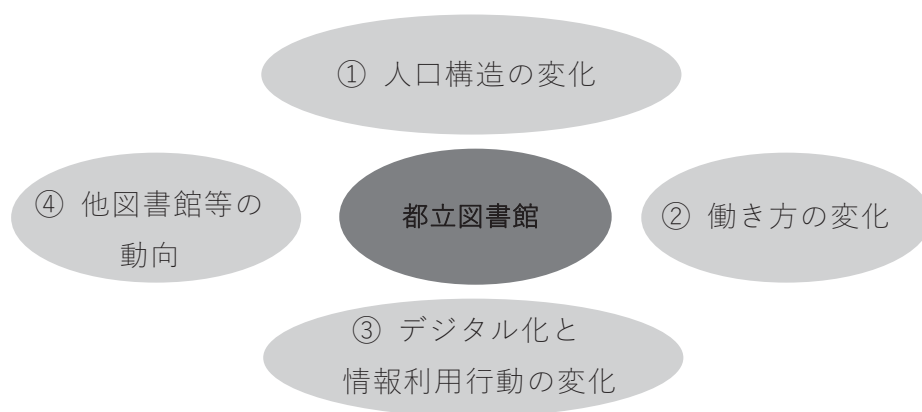
なお、利用環境のあり方は中央図書館と多摩図書館に共通する課題であるが、多摩図書館は移転開館直後であるのに対して、中央図書館は建設から半世紀近くが経過していることから、施設については今回、中央図書館の利用環境を中心に検討した。本図書館協議会では、開始時期や実施期間に制約を設けることなく検討を行い、提案した施策は短期的に実現可能な取組のほかに、中長期的な観点から、施設の新設・更新の際の取組及び実施までに十分な検討が必要な取組の3つに区分して、巻末の別表に整理した。

3 都立図書館を取り巻く課題と取組

(1) 都立図書館を取り巻く変化と課題

第27期提言（平成29年2月）では「都立図書館の課題」として「デジタル化・電子化への一層の対応と促進」等3点を指摘しているが、将来の都立図書館を考えたとき、それ以外にもいくつかの課題が考えられる。ここでは、都立図書館に最も大きな影響を与えるとともに、本提言と関連する主な課題を、人口構造の変化、働き方の変化、デジタル化と情報利用行動の変化、他図書館等の動向、という観点から改めて整理する。

図2 都立図書館を取り巻く変化



1つめの課題は、人口構造の変化に基づくものである。平成7年と平成27年の都民の人口を比較すると、0歳から64歳までは大きく変化していないが65歳以上は大幅に増加している¹。こうした人口の変化は今後のサービスを考える上で基本的前提である。

また、マクロな人口変化とともに見逃せないのが、東京で暮らす外国人の

¹「第68回 東京都統計年鑑（平成28年）」（東京都総務局）

増加である。平成9年と平成29年を比較すると、総数で約1.9倍となっており、国籍・地域別に見ると中国、ミャンマーはそれぞれ約2.5倍の増加である²。他にもベトナム、ネパール、インドは、平成9年の『東京都統計年鑑』では「その他」の約4万人に含まれていたが、今回はそれぞれ27,762人、22,660人、10,354人と急増している。政府の方針としても外国人労働者の受入拡大が見込まれることから、今後も、都内の外国人は増加することが予想される。

外国人の人口増加と関連して注目されるのが東京を訪れる外国人の増加である。平成29年の訪都外国人旅行者数は1,377万人で、対前年比5.1%増である³。日本を訪れる外国人の増加は東京都に限らないが、近年、地方創生の観点から公的施設を観光施設に位置づける事例が増えている。あわせて、文化財を積極的に公開し観光資源とすることも進められている。以上の変化を踏まえると、東京で暮らす、あるいは訪れる外国人に対するサービスが今後、図書館にも求められてくると考えられる。

2つめの課題は、人々の働き方の変化に伴うものである。この変化とは例えば、テレワークの増加が挙げられる。特にICT（情報通信技術）の進展により、今後、ますます職場以外で仕事をすることが増えると予想される。こうした働き方は通勤時間の短縮、新たな労働力確保等の観点から政策的にも進められている。一方、企業等の営業日や営業時間の変更等により、開館中の図書館利用が難しい利用者も増加していると考えられる。図書館が持つ情報資源を、来館せずとも生活の様々な場面で利用できる体制の構築が必要となってきた。

3つめの課題は、デジタル化と情報利用行動の変化に関するものである。個人の情報入手環境が大きく変化しており、特に近年のスマートフォンの普及は顕著である。これまで情報通信機器の中心はパソコンであったが、平成22年以降、スマートフォンが急速に増加し、平成29年にはスマートフォンの世帯保有率はパソコンを上回るとともに、インターネット端末としての利用率もパソコンを上回っている⁴。現在、人々は時間・状況を問わず必要な情報を自分の手元から入手できるようになってきた。こうした情報入手環境の変化を意識したサービスの展開が求められる。

一方、図書の利用状況は社会一般の印象に反して大きな変化は見られない。

² 「外国人人口」（東京都総務局）

³ 「平成29年訪都旅行者数等の実態調査結果」（東京都産業労働局）

⁴ 「平成29年通信利用動向調査報告書（世帯編）」（総務省）

『日本人の情報行動 2015』⁵によると、図書閲読の全体平均時間、行為者率⁶、行為者平均時間はそれぞれ約 7.5 分、9.2%、81.2 分であった。平成 22 年調査と比較すると多少減少しているが、平成 17 年調査と比較すると、全体平均時間及び行為者平均時間は増加している。とはいえ、全体平均時間 7.5 分という数値は、例えば「(テレビで) テレビ放送を見る」(172.8 分)、「ネット以外のラジオを聴く」(23.2 分)、「(テレビで) 録画した番組を見る」(21.8 分)と比較すると格段に少ない。

また、図書の閲読と似た情報行動である「(スマートフォン・従来型携帯電話・PHS で、またはパソコン・タブレット端末で) 電子書籍を読む」(各 0.9 分)、「新聞を読む」(15.1 分)、「マンガを読む」(1.6 分)、「雑誌を読む」(1.9 分)は、読書と同様に人々の日々の情報行動の中で大きな部分を占めるわけではないことも踏まえておく必要がある。

4 つめの課題は、他図書館等の動向に関することである。近年、国立国会図書館は目録情報 (NDL-OPAC、現在は NDL ONLINE) に続き、一次情報のデジタル化 (国立国会図書館デジタルコレクション⁷)、更にはインターネットで資料本文の画像を公開していないデジタル化資料のうち、絶版等の理由で原資料の入手が困難となっている資料の図書館への提供 (図書館向けデジタル化資料送信サービス) 等に取り組んでいる。それらの資料群に対しては、今後は、目録情報、目次情報以外に全文の検索も可能になると考えられる。こうしたサービスは、資料の廃棄をせず長期に保存することで蔵書構築をしてきた都立図書館のサービスに影響を与える可能性がある。

また、都内公立図書館については、その活動状況に大きな変化は見られないが、都内公立図書館の施設の充実や情報入手環境の改善は都立図書館自体の利用に影響を与えているところがある。以前は都立図書館を利用していたが、この 2 年以内に利用しなかった理由として、「平成 29 年度都立図書館潜在利用意向調査報告書」⁸では「近くの図書館で用が足りる」が、また「平成 29 年度第 1 回東京都教育モニターアンケート『都立中央図書館の今後の運営について』」⁹では「地元の図書館や学校の図書館を利用するようになったから」が最も多かった。これは都立図書館が担保してきた都内公立図書館の未

⁵ 『日本人の情報行動 2015』(橋元良明編 東京大学出版会 平成 28 年)

⁶ あるカテゴリーの情報行動を行った人の比率。

⁷ 国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料を検索・閲覧できるサービス。

⁸ 「みなと区民まつり」「国分寺まつり」において都立図書館出展ブース (注:「国分寺まつり」はまつりでのブース出展ではなく、多摩図書館に隣接する遊歩道に設営) で来場者に実施。

⁹ 東京都教育モニター (都民の教育行政についての意見・要望などを聴取し、事業運営の参考にするため募集) を対象に平成 29 年 9 月に実施。

所蔵資料を、協力貸出や相互貸借制度により提供する体制が構築されてきたことも一因と考えられる。こうした変化は都立図書館の利用減少につながる可能性はあるが、都立図書館が果たしている役割の重要性は言うまでもない。

書店については、総店舗数が減少傾向にある一方で、専門書を含め数十万冊を超える図書にアクセスできる大規模書店が多く見られる。この点は専門書等を中心に蔵書構築をしてきた都立図書館の優位性を考える上で考慮すべき点である。また、アマゾンに代表されるオンライン書店は、品揃えの面で大規模書店、都立図書館をはるかに上回る。こうした書店の動向にも留意が必要である。

電子書籍の普及は緩やかだが、次第に浸透していくことが考えられる。都立図書館が既に実施している「電子書籍サービス」を足がかりに、次のステップを考える必要がある。民間のサービスとしては、アマゾン等が定額制の読み放題サービスを開始しており、こうした動向にも注視が必要である。

今後、都立図書館は、以上のような動向変化を踏まえながら、サービスのあり方を組み直していく必要がある。本提言はそのための第一歩である。

（２）都立図書館の取組

近年の都立図書館の取組を概観すると以下のとおりである。平成 29 年度の入館者数は中央図書館、多摩図書館とも大きく増加した。これは、多摩図書館の移転開館、中央図書館でのイベント・講演会等の実施回数増及び後述する利用環境に関する取組による効果と考えられる。一方で、中央図書館は建築から 45 年以上が経過し、老朽化の課題を抱えている。

第 27 期提言は「個人での深い学びやグループ・団体での学習活動を支援する環境が、十分に整っているとは考えられない」と指摘した。これを踏まえ、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、キッズルーム（授乳室付き）、調査研究ルーム、グリーンビューシート及び交流ルームの設置¹⁰、荷物の持ち込み制限の大幅緩和等、積極的な取組が行われた。

なお、都立図書館では第 27 期提言等を踏まえ、今後 3 か年で取り組む施策を「都立図書館実行プラン to 2020」（平成 30 年 1 月）として取りまとめ、既に着手している。

¹⁰ 中央図書館 5 階にパーテーションで仕切られた個人席（16 席）、窓側にソファー型の個人用閲覧席（12 席）を設置した。また、音声・映像資料室のリニューアルに伴いグループで自由に議論しながら調査研究を行ったり、異業種交流等の場として利用したりすることが可能な閲覧室を設置した。

第Ⅱ章 多様な学習形態や利用スタイルに応じた利用環境

1 基本的な考え方

本章の提言は「Ⅰ-2」（第Ⅰ章の2を指す。以下同様）で述べた「多様な学習形態や利用スタイルに応じた利用環境」に対応している。同時に第27期提言の「東京に集う人々のアクティブな学びや多様な活動を支えるための環境整備」を引き継ぐものである。

第27期提言では「学校のアクティブラーニングの拠点化」、「都民のアクティブな学び(知的活動)を支える場の提供」が提起されており(Ⅱ-3-(2)-ア)、それを受けて第28期提言では、アクティブな学びを支えるための基盤の具体化を行った。

これまで図書館は、情報源の探索やその利用を中心に充実したサービスを提供してきた。例えば、「平成29年度第1回東京都教育モニターアンケート『都立中央図書館の今後の運営について』」では、利用目的で最も多いのは「所蔵資料(図書、雑誌、新聞)やオンラインデータベースの利用」となっている。しかし今後は、情報源の探索・利用等をアクティブな学びへと結びつけるための環境整備が求められる。

また、学校教育や社会教育においては、個人で学びを深めていくほか、対話型・グループ型の学習形態が広がりを見せている。都立図書館にはこうした一連の活動を快適に行うことが可能な環境整備も期待される。

2 学び、知的活動を支える利用環境の整備

(1) 情報資源を快適に利用するための環境の整備

「Ⅱ-1」で述べたようなアクティブな学びを促進するためには、長時間滞在できる利用環境が必要になる。また、課題の認識・発見や成果の表現を射程に入れた場合、資料との遭遇やICT利用環境の整備を支援する体制整備が求められる。このことについて、以下述べていく。

ア 多様かつ充実した利用環境の整備

都立図書館の利用者は、利用目的や環境に応じて机・椅子を使い分けている。例えば中央図書館では必要な資料への近さ、出納カウンターへの近さ、席の独立の程度、静寂さ、日当たり、会話・飲食の可否等で選択されている。しかし、全体的に机・椅子の種類は少なく単調な空間となっている。

利用者の行動を観察してみると、長時間滞在する利用者は館内を一定時間

ごとに移動することが多い。これは利用目的のほか、気分転換等も関係していると考えられる。このようなことを踏まえ、長時間の利用を前提とする都立図書館においては多様な空間を設けることを提案したい。その際、間仕切りの形状、机・椅子の大きさや形状、リラックスできる飲食スペース、照明の照度等も考慮したい。また、利用者にとって居心地が良いと感じられる空間にする工夫も求められる。そのためには、専門家等の外部の意見を参考にすることも必要である（事例1参照）。このことと併せて協同的な学習・調査研究のために複数人の利用を前提としたスペースも一定程度確保したい。

また、音の出る作業（パソコン等）を伴う、音を聞きながら（語学学習等を含む）作業を行う、静かな環境で読書を楽しむ等、音に関わる利用行動は多様である。音に対する快不快も人によってまちまちであることから、施設変更後は、更に各階及び館全体でのゾーニングを行った上でそのコンセプトを利用者に明示し、座席を選択してもらうことも重要である。

事例1 外部提案の活用

県立長野図書館では県のネーミングライツ制度(命名権)を活用し、民間企業から什器、情報機器、プログラム開催支援等の提供を受けることにより、施設整備や、自館開催及び他の市立図書館と結んだ遠隔ワークショップ等を実現している。

イ ICT利用環境の整備

今日、図書館で調べものをする場合、パソコンの利用は必須のものとなりつつある。図書館でこれらの情報通信機器を利用する場合、(ア)他利用者との関係、(イ)利用環境の整備、(ウ)図書館のサービスと関わりが少ない利用に対する考え方、を整理しておく必要がある。

(ア)について、パソコンは打鍵音が出ることから静寂な空間を求める利用者向けのスペースが求められる。(イ)については少なくとも電源の確保、Wi-Fi環境の整備が必要である。また、パソコンと図書等の資料を併用する場合、比較的大きな作業空間が必要になる。更に、自席から契約データベースにアクセスできたり、館内のレファレンスサービスをチャット形式で利用できたりすればより利便性が高まる。(ウ)については、試験勉強利用と同様の問題が生じうる。都立図書館のサービスや情報資源の利用に結びつくような取組が今後求められる。

また、情報通信機器の利用環境は変化が激しいことから、予見される将来について、十分研究を行うとともに柔軟性のある設備が求められる。

ウ ブラウジング可能な情報資源の整備

中央図書館の開架図書冊数は約 36 万冊であり、書庫資料を含めると約 206 万冊を所蔵し、公立図書館としては全国有数の蔵書規模を誇る。その蔵書は基礎自治体等との役割分担に留意しながら収集されてきたため、利用者の立場から見ると区市町村立図書館との使い分けが可能となっている。

しかし、先に述べた国立国会図書館や都内公立図書館の変化、大規模書店やオンライン書店の展開等の中で、現状の資料だけではその強みを充分発揮できなくなってきた。

開架の魅力としては、(ア) 即時的な情報の入手と、(イ) ブラウジングによる予期せぬ資料との遭遇、が挙げられる。(ア) は、利用者のニーズ認識から資料入手までに一定のタイムラグが発生する協力貸出、相互貸借と比較しての強みである。また、(イ) は、求める資料が明確でない場合の資料発見の機会として、今後も都立図書館の強みとなる。

以上を踏まえ、利用者が自由にアクセスできる情報資源を最大化することを提案したい。具体的には約 206 万冊の資料に自由にアクセスできる利用環境の整備である。同規模の開架は一部の大学図書館では見られるが公立図書館では類を見ない。なお、その場合、同一分類記号の図書が膨大になることから利用者の探索に支障が生じることも考えられる。そこで、何らかの基準（例えば出版年）で蔵書をグルーピングすることが考えられる。これまでの都立図書館は広い開架スペースを維持することで、リアルな資料に直接アクセスすることを可能にしてきた。このことは、十分なスペースと大量の資料の蓄積という強みを生かしたものだが、こうした強みを新たな環境の中でも同様に生かしていくことが必要である。

なお、以上の提案のほか、より広い閲覧環境を提供するため、書架を削減することが議論されたことも記しておく。

(2) 「学ぶ」「調べる」を支える環境の整備

快適な利用環境のもとで、都立図書館の情報資源を有効活用して学びや調査研究を深める、また新たな知的刺激を得られる等の取組が必要とされる。ここでは、児童・生徒から大人までのアクティブな学びを支える環境の整備と、そうした学びの基盤となる「調べる」に関わる環境整備について述べる。

ア 意欲ある学習者への支援

内閣府の調査によると、社会人として大学等で学ぶ際にどこで講座が開かれると学習しやすいと思うかという問いに、「図書館や公民館などの社会教育施設」を挙げた者の割合は 45.4%であり、「インターネット」を挙げた者の割合(45.3%)とほぼ同じであった。「東京都区部」に限定すると割合は下がるが、それでも 36.1%である¹¹。

また、「平成 29 年度都立図書館利用実態・満足度調査」¹²によると、中央図書館の利用目的の上位 3 つは「仕事上の調査研究」、「試験勉強」、「仕事に関連した自分の勉強、自己啓発」であった。大学や放送大学で学ぶ社会人等、社会に出てからも学び続ける学習者は今後も増加すると思われ、都立図書館の利用促進の取組が求められる。特にそうした利用者の中には調査研究環境が不十分な者もいると考えられる。それらの利用者に対して、都内公立図書館と連携して図書館のサービスを積極的に広報するとともに、ニーズに即した情報提供及び調査研究支援を行っていくことが必要である。

また、ウェブを介して講義を提供するオープンコースウェアが増えている。そうした学習に関わる開講情報の提供、学習の呼びかけ、講座提供者との連携、学習に必要な資料の整備等についても、都内公立図書館と連携しての様々な取組が考えられる。

イ 児童・生徒の学びの支援

都立図書館では「第三次東京都子供読書活動推進計画」(平成 27 年 2 月 東京都教育委員会)及び第 26 期東京都立図書館協議会提言「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」に基づき、学校支援に関わる各種サービスを実施している。

都立図書館に来館して参加する各種プログラムについては、近年では例え

¹¹ 「生涯学習に関する世論調査(平成 30 年 7 月調査)」(内閣府)

¹² 都立図書館では毎年、来館利用者に対し「利用実態・満足度調査」として、図書館サービスの利用動向や、それらに対する満足度を調査している。

ば中学生や高校生の校外学習用に作成した「都立中央図書館で学ぶ！はじめでのレポート・論文作成ガイド」（平成29年3月）を活用した司書による講義や校外学習の受入れを行っているが、更なる展開が望まれる。主体的・対話的で深い学びを重視する新しい学習指導要領のもと、校長以下教職員と都立図書館が連携しつつ、積極的に校外学習を受け入れる中で、児童・生徒の探索、発見、触発、気づき、深い思考、創造等に結びつけていくプログラムの開発が期待される。その際は、学校はもとより、保護者や地域のニーズを踏まえた内容となるよう留意する。なお、近年は単に読む力を育むことにとどまらず、海外の図書館ではSTEM（科学・技術・工学・数学）に関わる各種教育プログラムの提供まで行われている（事例2参照）。こうした新たなプログラムの開発は都立図書館にとって重要な課題である。また、これらの活動のノウハウを蓄積し、都内公立図書館に広げていくことも都立図書館の役割として重要である。

事例2 STEM/STEAMに関わる取組

2017年（平成29年）、国際図書館連盟（IFLA）は、オーストラリアのニューサウスウェールズ州立図書館で、“STEAM into Sydney”というイベントを公共図書館分科会中間期大会として実施した。ここでいうSTEAMは科学、技術、工学、技芸（Art）、数学を指す。各国から多くの図書館関係者が参加し、先進的事例が紹介された。

ウ 「調べる」の支援

利用者の「調べる」が変容している。近年のスマートフォンの出現によって、以前にも増して私たちは様々なことを手軽に調べることができるようになった。

こうした変化を踏まえた上で、それでも図書館の情報資源を利用して調べることの積極的な意義を伝える活動と利用促進が求められる。具体的には、（ア）調査の体験として、例えば、都立図書館の司書あるいは外部講師を招いて、図書館資料やオンラインデータベースを利用しての調査を体験する講座・イベントの実施、（イ）レファレンスサービスの利用促進として、例えば案内ホットラインの分かりやすい表示と1階に行かずとも各階から気軽に相談できるような環境の整備、（ウ）オンラインデータベースの利用促進策として、主題との結びつきの強いオンラインデータベースを各階端末から利用可能にする等の環境の整備、が考えられる。

(3) 知的刺激、人と人が出会える場の整備

ここでは、より幅広い都民にアクティブな学びを促すきっかけとなる取組について述べる。

ア 展示・ギャラリースペースの充実

企画展示や特別コレクションの展示は、図書館の所蔵資料への気づきを与えることができる点で重要である。また、デジタルサイネージは、図書館の各種情報を利用者に伝える上で有効である。中央図書館では4階の企画展示室を活用して企画展示を行うとともに、それと連動した関連のツアー、映画会、ギャラリートーク、講座、関連図書の展示等を実施してきた。

こうした活動を利用者に積極的に広報していくことが重要であり、今後も引き続き、多くの利用者が目にしやすい場所（1階等）に案内を出す、SNSでの発信をより充実させる等により、広く企画を伝えることが必要である。

また、施設変更後は、入口付近に広くスペースを取った展示コーナーを設置し、入館への動機付けとすると共に、気軽に展示を見られるようにする等の工夫も考えられる。更に、都民等に貸与可能なギャラリースペースを設置する等の検討も行う。

イ 交流の場の提供

図書館で人と人がつながり、新たな知的活動や知的刺激に出会える場として、参加者同士、参加者と講師の交流等、双方向的な学習形態の要素を含んだイベントを実施する。

また、東京には多くの出版社があることから、その利点を生かして、積極的に出版文化を支える活動を展開することが考えられる。そうした試みはいくつかの図書館や書店で既に行われており、欧米の図書館・公共放送でも、著者を招いて読者と交流するブッククラブがしばしば開かれている。こうした出版文化を支える活動を積極的に実施することが望まれる。例えば、ビジネス、法律、健康・医療等の都立図書館の重点的情報サービスに特化したテーマ、あるいは逆に、自然科学分野や語学に関する資料等、現在は大きくPRしていない分野でのそうした取組も意義があるであろう。

更に、図書館の情報資源を活用して、調査から編集、編集から発信を行う利用者参加型のプログラムも考えられる。例えば「ウィキペディアタウン」は地域の文化遺産を実際に訪問し、それらについて文献を調査し、ウィキペディアに掲載する活動である。こうした活動はいくつもの図書館で取り組ま

れているが、地域の文化遺産と地域資料を結びつけ、更に参加者の情報リテラシーを高めるといった複合的効果を持つ。

他にも、「ウィキペディアアーツ」や「没年調査ソン」等、多様な取組が展開されている。前者は美術館等と連携し、チームを作ってウィキペディアに掲載する芸術家等を決め、図書館にある情報資源を活用して調査、執筆するものであり、後者は著者の没年を調べるものである。都内公立図書館と連携してこうした試みを広げていくことが考えられる。

なお、こうした活動では、大学図書館に見られるラーニング・コモンズに類した施設があると、調査や発表が同一の場所でできるため利便性が高い。設備としては可動式の机・椅子、プロジェクター等の整備が考えられる。また、参加者以外の図書館利用者も通りすがりに見聞できる仕組みづくり、あるいは予定外の参加も受け入れできるオープンなスペースの確保も考えられる。

第三章 誰もが快適に利用できる環境

1 基本的な考え方

本章の提言は「I-2」で述べた「誰もが快適に利用できる環境」に対応している。同時に第 27 期提言の「東京に集う人々のアクティブな学びや多様な活動を支えるための環境整備」を引き継ぐものである。第 27 期提言では以下が提起されている。

ICT を活用し、紙とデジタル、リアルとバーチャルの双方の利点を生かした図書館を実現する（II-3-（4）-イ）

このことについて第 28 期提言では、利用者に焦点をあてて以下のように課題を再設定した。

現在、時間・地理・使用言語等の様々な観点から、都立図書館を十分に利用・活用できない人々がいる。こうした人々にサービスを広げていくため、館内の施設・設備・サービスの改善・工夫や、遠隔で利用できるサービス等の充実が必要である。

そこで、利用者の属性から分析を行い、これまで都立図書館の利用経験があまりない都民、及びそれらの人々に「伝える」関係者への施策を中心にまとめた。また、ここでは広報と関連した施策も併せて述べる。

2 誰もが快適に利用できる環境の整備

都立図書館は基本的に東京都全域に暮らす人々を対象としている。しかし、例えば中央図書館利用者の約 4 割は、港区ほか近隣 3 区の区民で占められている¹³。そこで、非来館型サービスの充実とともに、都民が都立図書館に来館したくなる広報及び仕組みづくりが必要である。

ここでは、来館しないでも受けられるサービスの整備と、外国人に向けたサービス、更に、潜在的な利用者へのアプローチについて述べる。

¹³ 「平成 29 年度都立図書館利用実態・満足度調査」より。なお、図書館所在地の港区が最も多く、次いで渋谷区、世田谷区、目黒区となっている。

(1) 非来館型サービスの充実

ア 所蔵する情報資源の透明化

都立図書館が所蔵する資料は多様化している。しかし、都立図書館が提供している「蔵書検索」(OPAC)は図書等のパッケージ系メディアが中心であり、それ以外の資料探索には適していない。また、既知情報の探索には適しているが、知りたい情報がいまいな場合等には適していない。例えば、掲載媒体や探索事項が不明確な場合は不便である。また、現在の OPAC の画面はフィールドごとに入力が求められることから、Google 等の簡易な情報検索に慣れた人にとって必ずしも使い勝手の良いものではない。

近年、図書館においてディスカバリインタフェースと呼ばれる情報検索の仕組みが提供されるようになってきている。これは多様な情報資源をシンプルな検索窓から検索することが可能であり、また、検索結果の絞り込みをファセットなどと呼ばれる資料の各側面から対話的に行うことができるものであり、円滑な検索に効果を上げている。

また、近年は外部の API サービス (ウェブ API)¹⁴ を利用することで、多様な機関の情報資源も組み合わせて検索結果に表示することができる。これは、都立図書館が所蔵する資料の活用を促す一助にもなるものである。都立図書館でも、蔵書検索や統合検索¹⁵ で部分的に実現しているところではあるが、今後、所蔵する図書及び目次、雑誌及び記事、デジタルアーカイブの資料、電子書籍、オンラインデータベース等を一括して検索することができるような取組を進めていくことが望まれる。

イ 非来館型サービスの仕組みづくり

(ア) 電子的情報資源の環境整備

「はじめに」で述べたように、近年の情報利用環境は大きく変化していることから、都立図書館としても環境変化を的確に捉えながら、都民に必要な情報を届ける基盤整備が求められている。

まず、オンラインデータベースをより多くの都民が利用できる基盤整備が求められる。県立図書館の中にはオンラインデータベースを契約する際、基礎自治体の図書館を含めて利用できるようにしている例がある。また、利用者が図書館外から利用できるようにしている大学図書館もある。都立図書館

¹⁴ ウェブで公開されている各種サービスを利用するために用いられる機能。

¹⁵ 都内の公立図書館等の蔵書や、論文・雑誌記事を一度に検索するシステム。

においても、相対的に環境整備が不十分な都内公立図書館等に対するオンラインデータベースの導入支援等を行うことが望まれる(事例3参照)。同時に、都民が直接利用できるオンラインデータベースについては、その体制の構築が期待される。

事例3 オンラインデータベースの共同利用

鳥取県立図書館では、県民への農業分野に関する情報提供機能強化のため、県内すべての市町村立図書館(分館含む。)でオンラインデータベース「ルーラル電子図書館」(農山漁村文化協会)が利用可能となる契約を締結し、申し込んだ図書館での利用を可能とした。また、同協会と連携したミニ講座等の開催により、県民の農業分野のリテラシー向上及び活用促進を図っている。

電子書籍についても、都民が利用できる体制整備に都立図書館は重要な役割を果たしうる。「平成29年度都立図書館潜在利用意向調査報告書」によれば、「電子書籍の利用経験あり」が約2割である。そのうち約9割が自分のパソコン、スマートフォン、タブレットで電子書籍を利用している。海外では、公立図書館がコンソーシアム方式¹⁶による契約を行うことが一般的である。コンソーシアム方式は日本でも大学図書館が電子ジャーナルを中心に採用しており、価格交渉力、契約窓口の一本化等の面でメリットが大きい。都立図書館においても検討が望まれる。

(イ) バーチャルレファレンスの充実

都立図書館は既に電話、Eメール等によってレファレンスを受け付けているが、こうした窓口を双方向的なやり取りが可能なスカイプ、チャット等に広げることが考えられる(事例4参照)。質問の意図をより素早く的確に把握することが可能なため、顧客サービスに導入している民間企業等も見られる。若年層等の新たな利用者の開拓や、地理的、時間的、その他様々な理由で来館が困難な都民等へのサービス充実につながると同時に、迅速な調査を望む利用者にとっても便利である。こうしたサービスは館内の利用者や都内公立図書館のレファレンス担当者にも広げることができる。

¹⁶ 図書館協力活動の一形態。加盟図書館間で資源共有を目的とした活動を行う。電子ジャーナルや電子書籍の共同契約等が多い。

事例4 ライブバーチャルレファレンス（チャット）

ニューヨーク公共図書館では電話、Eメールのほかにチャットによっても質問をすることができる。受付は月曜日から土曜日の午前9時から午後6時までとなっている。

ウ 人に届くウェブデザインの構築

ウェブページの情報は単に記事を載せるだけでは効果的に伝わらない。初めてアクセスした人、都立図書館をよく知らない人にも、情報源の存在を的確に知らせ、それらに容易に至ることを可能とするデザインが求められる。また、「見ているとワクワクする」、「都立図書館へ行ったら面白いかもしれない」と感じさせる、すなわち広く人の心に「届く」「伝わる」デザインとすることが肝要である。また、先にバーチャルレファレンス等、来館しなくても利用できるサービスの充実について述べたが、それらの充実に伴って、トップページからスムーズにサービスにたどり着けるようにする必要もある。

（2）外国人に向けたサービスの推進

第27期提言で外国人利用者に対する支援の充実がうたわれた（Ⅱ-1-(2)-ウ）。本提言では外国人利用者に対する環境整備や他図書館との連携について、更に展開する。以下、東京で暮らす外国人と東京を訪れる外国人とに区分して、その施策について述べていく。

ア 東京で暮らす外国人

外国人に対して図書館の存在を知ってもらうとともに、利用を容易にするための試みとして、行政情報や生活情報等、様々な分野で活用されている「やさしい日本語」（普通の日本語よりも簡単で、外国人にも分かりやすい日本語）による利用案内や、ピクトグラムを活用した会話シート等の整備が挙げられる。また、各種団体が主催する外国人向けの日本語講座、生活知識講座等の会場として図書館のスペースを提供することが考えられる。

更に、外国人及び外国人に接する機会のある大学や日本語学校の教職員、国際交流団体の職員、ボランティアスタッフ等に対し、都立図書館のサービス内容やどのような外国語資料を所蔵しているのか等を積極的に発信していくことが必要である。そのために、外国語資料に関するチラシを日本語及び他の言語で作成し、広く配布、PRしていくことが考えられる。また都立図書館では英語等で検索を行うオンラインデータベースも契約していることから、これらもSNS等により積極的にPRを行うことが期待される。

次に、都内公立図書館との連携として、東京都全体の外国語図書の本目録を簡易に検索できる統合検索サイトの構築ができれば、自国語の図書を求める外国人にとって便利である。同時に ISBN¹⁷で同定することで、図書館ごとの書誌データの整備状況が異なっても検索が可能となると考えられる。

あわせて、都立図書館で蓄積した外国人に対する図書館サービス及び外国語資料の収集・整理・提供等のノウハウを都内公立図書館に広げていくことも重要である。

イ 東京を訪れる外国人

都立図書館が持つ情報資源を活用し、日本の文化に親しみを持ってもらう方法として、外国人向け図書館見学ツアー及び情報提供の一層の充実が考えられる。図書館見学ツアーとしては、都立図書館が所蔵する文化的価値の高い資料、具体的には特別文庫室等が所蔵する各種貴重資料の紹介が考えられる。また、実際に外国人がツアーに参加して館内を見学しているような、ストーリー性のある動画を制作し配信することは、その存在を広く伝える上で有効である。

情報提供の充実としては、旅行者がよく見るウェブサイトへの PR や外国人が多く訪れる観光地（浅草等）にチラシ、パンフレットを置くことが考えられる。あわせて、都立図書館ホームページ「オリンピック・パラリンピックの世界」¹⁸を活用した発信の強化にも努めていくことが期待される。

ウ 大使館との連携強化

これまでも様々な取組を行っているところであるが、図書館のサービスや所蔵資料を活用してもらうため、近隣の大使館との連携や情報共有をより一層深めていくことが重要である。カフェスペースを活用したミニ講座や、テーマを統一した企画展の共同開催等が考えられる。

¹⁷ 国際標準図書番号 (International Standard Book Number) の略称で、図書の国際的な識別番号。

¹⁸ 中央図書館 1 階の中央ホールにあるオリンピック・パラリンピックコーナーの展示や資料の紹介、東京のスポーツの歴史を、都立図書館所蔵資料に掲載された写真などで紹介する「都市・東京のスポーツの記憶」等、多様なコンテンツを掲載している。

(3) 潜在的利用者へのアプローチ

都立図書館の潜在的な利用対象者であるにも関わらず、利用に至らない都民がいる。その中には都立図書館の存在、サービス、コレクションを知れば利用する可能性のある潜在的利用者がいると考えられる。

そうした都民にいかにアプローチしていくかは重要な課題である。ここでは、アからウに対象を絞って述べる。

ア 図書館利用に親和性のある方の利用促進

「平成 29 年度都立図書館利用実態・満足度調査」によると、中央図書館への来館のきっかけとなった情報源は「インターネットの情報」「知人や友人からの紹介」「学校」の順が多い。

都立図書館の利用を促進するためには、身近な図書館を利用しているが、都立図書館を利用しない、あるいは存在を知らない都民に直接アプローチする取組を行うと同時に、既に都立図書館の存在、サービス、保有する情報資源を知っており、「伝える」ことのできる関係者等へのアプローチを行うことが有効である。

例えば、学校図書館、大学図書館、専門図書館の利用者及び関係者向けの利用促進としては、属性別の図書館見学ツアーや、都立図書館の情報資源を活用するための講座の開催（利用者向け／関係者向け）、合同イベント等が考えられる。また、館種横断的な連絡会等を発足させ、新たな視点から利用活性化の方策を検討するのも一つの方法である。

あわせて、修学旅行や校外学習、遠足などで上京する児童・生徒等も「将来都民になり得る層」と捉え、江戸・東京情報に関する調べ学習に資する取組を行うことも考えられる。

都内公立図書館に対しては、既に様々な連携協力及び支援を実施しているが、都内公立図書館へのニーズ調査の実施及び相対的に環境整備が不十分な図書館への支援方法の検討、都立図書館職員の「顔」が見え、気軽に相談・情報共有するための仕組みづくり等がより一層求められる。また都民の情報に対するニーズを共有することで、環境変化をいち早く捉え、相互に補完的關係を維持・調整しつつ、変化に対応することが可能となる。

また、広報の一層の強化も必要である。Facebook や Twitter 等の SNS をより活用した取組としては、都立図書館のサービスについて SNS で定期的に発信することにより、サービスの可視化を高めることや、都立図書館のハッシュタグを作成することが考えられる。また、関心を持つ人に焦点を合わ

せた広報の検討や、撮影可能な場所を館内に設け、限定的に撮影を許可すること等も考えられる。例えば、休館日等に利用者による撮影会を開催し、その写真を利用者の SNS 等で積極的に発信してもらうと同時に、都立図書館の広報に活用することも、都立図書館を身近に感じてもらう方法としては有用と思われる。

更に、都立図書館の継続利用者（リピーター）との連携を推進していく。具体的にはヒアリングによるニーズ調査、利用者と連携した広報、SNS を使った口コミ等が考えられる。

イ 近隣住民等の利用促進

一般にエントランス及びエントランスに近い1階は、建物全体の印象を決定する重要な要因であり、都立図書館の近隣に住んでいる、あるいは近隣に来る機会はあるが、図書館の利用習慣がない都民への利用を促す際にも大きな役割を果たす。都立図書館では展示、ショートセミナー、図書館見学ツアー等様々な取組を行い、館内各所にチラシを置いたり、ホームページや SNS で広く発信を行ったりしているが、「たまたま都立図書館の近くを通りかかった」人の入館を促すためには、エントランス及び公園も含めた図書館周辺での広報の強化が重要となる。具体的にはイベントの開催、館内サービスや資料へのアプローチとなるものの展示、各種パネル展示、近隣自治体の公共施設での広報掲示の一層の促進等が考えられる。また、気軽に入館してもらうために、BDS（ブックディテクションシステム：図書館等に設置される、資料の無断持出しを探知する装置）を現在の位置より奥に設置する等、エントランスの改善も必要である。

あわせて1階については、エントランスと同様に館内へのアプローチとなるよう、東京 2020 大会終了後のゾーニング等も検討していくことが求められる。

ウ デジタルアーカイブの活用促進

都立図書館には充実した江戸・東京関連のデジタル化資料¹⁹がある。都民にその存在を知らせ、その利用を更に活性化することが課題である。そのために、まずは今後も継続してデジタルアーカイブ事業を進め、情報を発信し

¹⁹ 中央図書館所蔵の浮世絵、江戸城造営関係資料（重要文化財）、古地図等の画像を掲載した「TOKYO アーカイブ」、明治・大正・昭和期の絵葉書や写真帖の写真などの画像を掲載した「都市・東京の記憶」、特別文庫室所蔵の浮世絵や古地図、番付などの貴重資料をテーマに沿って画像と解説で紹介した「江戸・東京デジタルミュージアム」を都立図書館ホームページで公開している。

ていくことが必要である。

次に、利用促進のための取組が必要である。例えば教職員に向けた授業や教材への活用促進、デジタルアーカイブを使ったまち歩き等のイベント開催が考えられる。

また、東京都では、行政が保有するデータを、機械判読可能な形式、二次利用可能なルールで公開することにより、行政の透明性や都民サービスの向上等を目指すオープンデータの取組を推進している²⁰。著作権の保護期間が満了したデータ等（パブリックドメインのデータ）については、条件整備やルール作りを行った上でオープンデータ化を進め、パブリックライセンス、例えばクリエイティブ・コモンズ・ライセンス²¹により活用を促していくことが考えられる。広告や製品への活用等、商用利用も可能とした場合は、ビジネスパーソン等の従来と異なる利用者層へのアプローチも期待できる。

なお、現在、政府では「ジャパンサーチ」の構築を検討している。図書以外にも各種文化財やゲーム、アニメ、放送番組等多くのコンテンツのメタデータが探索可能となることを目指している。今後、この動向を注視していく必要がある。

²⁰ 「東京都オープンデータ推進庁内ガイドライン」（平成 29 年 3 月 24 日改定）

²¹ 著作物の利用条件を明らかにすることにより、著作権者の権利保護とその再利用促進を可能にする仕組み。

第Ⅳ章 今後に向けて

第 28 期の提言は第 2 章及び第 3 章で述べたとおりであり、別表としてまとめた。最後に、将来にわたって必要とされる図書館であり続けるために、今後何が求められるか考えてみたい。

まず、今後も社会の中で知識や情報（以下「知」）が重要になることは間違いないであろう。更にその重要性はより高まると考えられる。このことは、ICT や人工知能の活用が進んだとしても大きく変わらず、したがって、今後も都民に対して「知」を届けるという都立図書館の役割は大きく変わらないものとする。

都立図書館は活動の柱として「利用者の調査研究活動の支援」と「都内公立図書館への支援」等を挙げてきたが、ニーズに応じたサービスを提供するためには、常にサービス内容をアップデートしていく必要がある。そのためには、現在、図書館が扱っている資料の観点から将来を考えるのではなく、利用者が図書館を使って何をしているのかという視点から考えていくことが肝要である。

例えば、ビジネスパーソンが仕事のためにある特定の図書を読覧に来館した場合、図書だけに注目するのではなく、専門的情報を入手して企画書を作るという点に注目するのである。この場合、利用者は必要な情報を入手できるのであれば図書以外でも良いかもしれない。また非来館型サービスの充実に伴い、利用行動が変化するかもしれない。都立図書館は利用者のニーズを深いレベルで捉えて、求められる環境整備に踏み出していく必要がある。

変革を進めていく上で、都立図書館の存在意義を常に問い直すこと、同時に、その実現のため、計画、組織を革新していくことが必要である。また、そうしたことを実現する仕組みづくりの際は、創発的に新たな事業を生み出すことを促すことも重要であろう。

2018 年（平成 30 年）8 月、ニューヨーク公共図書館では、インスタグラムのストーリー機能で古典文学を楽しめるサービスを開始した。この活動が成功するかどうかは分からないが、スマートフォンの普及の中で図書館が人々にどのように「知」を届けるかを考えて取り組まれたものであろう。図書館が取り扱うコンテンツをこれまでと異なる形で利用者に届けることは、図書館のサービスを環境に適合する形に作り変えたものといえる。都立図書館には、環境の変化に対応して、サービス・運営を再構築する積極的な姿勢が求められる。

なお、本提言をまとめていく中で、次のような点にも議論が及んだ。災害時の公共施設としての対応策の強化、高齢者や若年層等の多様な利用者に向けたサービスを、ビジュアルな資料（雑誌やコミック等）を活用して幅広い利用者を誘引するための取組などである。こうした点については、本図書館協議会では十分に検討することができなかつたため、最後にこのことを記し、都立図書館が今後の課題を考える際の参考とされることを期待する。

取組事項一覧

別表

本文中に出てきた施策を①短期的に実現可能な取組、②施設の新設・更新の際の取組、③実施までに十分な検討が必要な取組の3つに区分して表示した。

取組事項		区分	該当ページ
第Ⅱ章 多様な学習形態や利用スタイルに応じた利用環境			
(1) 情報資源を快適に利用するための環境の整備			
ア 多様かつ充実した利用環境の整備	外部の意見を参考にした、居心地の良い空間づくり(例:机・椅子等の各種什器の導入)	①	7
	リラックスできる飲食スペース等の新たなスペースの設置、各階及び館全体でのゾーニング及びコンセプトの明示	②	7
イ ICT利用環境の整備	他利用者との関係、利用環境の整備、図書館のサービスと関わりが少ない利用に対する考え方の整理	③	7
ウ ブラウジング可能な情報資源の整備	全所蔵資料に自由にアクセスできる利用環境の整備	②	8
(2) 「学ぶ」「調べる」を支える環境の整備			
ア 意欲ある学習者への支援	都内公立図書館と連携した図書館サービスの広報、ニーズに即した情報提供及び調査研究支援	①	9
	ウェブ上での学習に関わる情報提供、講座提供者との連携、学習に必要な資料の整備	③	9
イ 児童・生徒の学びの支援	積極的な校外学習の受入れ	①	10
	STEMに関わる分野等、新たなプログラムの開発	③	10
ウ 「調べる」の支援	調査を体験する講座・イベントの実施	①	10
	各階でのレファレンスサービス利用促進	①	10
	1階以外でのオンラインデータベースの利用	③	10
(3) 知的刺激、人と人が出会える場の整備			
ア 展示・ギャラリースペースの充実	展示等の積極的なPRの一層の促進	①	11
	入口付近への展示コーナーの設置、都民等に貸与可能なギャラリースペースの設置検討	②	11
イ 交流の場の提供	図書館の情報資源を活用した各種イベントの実施(含:都内公立図書館との連携)	①	11
	オープンなスペースの設置、各種什器の整備	②	12
第Ⅲ章 誰もが快適に利用できる環境			
(1) 非来館型サービスの充実			
ア 所蔵する情報資源の透明化	ディスカバリーサービスの一層の推進	③	14
イ 非来館型サービスの仕組みづくり	相対的に環境整備が不十分な都内公立図書館等へのオンラインデータベース導入支援	①	14
	電子書籍の利用体制の整備	③	15
	バーチャルレファレンスの充実	③	15
ウ 人に届くウェブデザインの構築	都立図書館のサービスや魅力が容易に伝わるデザインの工夫	①	16
(2) 外国人に向けたサービスの推進			
ア 東京で暮らす外国人	平易な日本語による利用案内の作成、講座の会場提供、都立図書館所蔵の外国語資料等のPR	①	16
	都内公立図書館と連携した外国語資料の目録環境の改善、外国語資料収集及びサービス等のノウハウの共有	③	17
イ 東京を訪れる外国人	外国人向け図書館見学ツアー及び情報提供の一層の充実	①	17
ウ 大使館との連携強化	カフェスペースを活用したミニ講座や、テーマを統一した企画展の共同開催等	①	17
(3) 潜在的利用者へのアプローチ			
ア 図書館利用に親和性のある方の利用促進	学校図書館、大学図書館、専門図書館の利用者及び関係者向けの利用促進	①	18
	都内公立図書館に対する連携協力及び支援の一層の強化	①	18
	広報の一層の強化(SNSの活用等)	①	18
	都立図書館の継続利用者(リピーター)との連携推進	①	19
イ 近隣住民等の利用促進	エントランス等での広報の強化	①	19
	BDSの設置位置の変更、東京2020大会終了後の1階のゾーニング等の検討	②	19
ウ デジタルアーカイブの活用促進	教職員や都民に向けた利用促進のための取組	①	20
	オープンデータ化の実施及び商用利用の検討	③	20

参 考 資 料

- 1 審議経過
- 2 第28期東京都立図書館協議会委員名簿
- 3 「都立図書館実行プラン to 2020」の概要

審議経過

< 定例会 >

第1回 平成29年7月25日（火）

- 協議テーマの決定
- 今後の協議の進め方及び作業部会の設置
- 今後の協議スケジュール

第2回 平成29年12月21日（木）

- 多様な学習形態や利用スタイルに応じた利用環境について1
- 平成28年度東京都立図書館自己評価について

第3回 平成30年3月9日（金）

- 多様な学習形態や利用スタイルに応じた利用環境について2
- 都立図書館実行プラン to 2020 について

第4回 平成30年7月4日（水）

- 誰もが快適に利用できる環境について1

第5回 平成30年10月18日（木）

- 誰もが快適に利用できる環境について2
- 提言構成案について
- 平成29年度東京都立図書館自己評価について

第6回 平成30年12月26日（水）

- 提言案について

第7回 平成31年3月18日（月）

- 提言の提出

< 部会 >

学習・利用形態部会	第1回	平成29年10月16日（月）
	第2回	平成30年 2月 5日（月）
利用者属性部会	第1回	平成30年 5月 9日（水）
	第2回	平成30年 8月 3日（金）
合同作業部会		平成30年10月22日（月）

第28期東京都立図書館協議会委員名簿

(任期：平成29年7月1日から平成31年6月30日まで)

(五十音順)

◎議長

○副議長

内田 剛史	株式会社ミュージアムメディア研究所代表取締役
◎小田 光宏	青山学院大学教育人間科学部教授
鎌倉 幸子	アカデミック・リソース・ガイド株式会社
	リレーションズ・ストラテジスト
川原田 康子	有限会社kwhgアーキテクト代表取締役
古川 正之	小平市教育委員会教育長
坂口 雅樹	元明治大学学術・社会連携部 和泉図書館事務長
笹のぶえ	東京都立三田高等学校長
富澤 良子	ライター
豊岡 弘敏	渋谷区教育委員会教育長(任期:平成30年5月から)
中井 孝幸	愛知工業大学工学部教授
○松本 直樹	慶應義塾大学文学部准教授
森 富子	渋谷区教育委員会教育長(任期:平成30年3月まで)

「都立図書館実行プラン to 2020」の概要

- 東京2020オリンピック・パラリンピック関連情報を始めとした「東京」情報を国内外に広く提供・発信する。

□2020年に向けた機運醸成、様々な活動記録の収集・発信

- ・中央図書館「階3展示コーナー」の利用促進
- ・講演会等イベントの充実
- ・オリンピック・パラリンピック関係資料の収集・活用
- ・Webコンテンツ「東京オリンピック・パラリンピックの世界（仮称）」の充実
- ・区市町村立図書館との連携事業実施、情報共有

□世界に関わられた都市、首都東京の図書館としての「東京」情報の集積・提供・発信

- ・「東京」をテーマとした講座・セミナー等の充実（利用者参加型事業の新規実施、都内関係機関と連携した事業実施）
- ・予約制レファレンスの導入（東京関係）
- ・3展示コーナー及び都市・東京情報コーナーのリニューアル
- ・東京関係を中心とした音声・映像資料の活用
- ・江戸・東京関係資料のデジタル化及び公開の促進
- ・江戸・東京関係資料ポータルページの整備

- 東京に集う人々の多様な知的活動や「学び」を支援する。

□レファレンス機能の強化

- ・潜在的利用者層への大規模アンケートの実施及び事業への活用
- ・ターゲット明確化による中央図書館の重点的情報サービスの展開

□利用者のアクティブな学びの支援

- ・東京マガジンバンクカレッジ関連事業の発展
- ・大学のゼミをターゲットにした学びの支援
- ・図書館ツアーの充実

□外国語資料を活用したサービス・支援の充実

- ・外国語資料の集配架
- ・英語による外国人向けガイダンスの定例開催
- ・外国語資料検索のための利便性の向上
- ・国際交流団体等との連携事業実施

□学校への支援拡充

- ・支援体制の整備
- ・学校、学校関係部署との連携強化
- ・校外学習パッケージを活用した支援の充実
- ・出前型学校支援の拡大（学校出張講座）
- ・学校支援ホームページの充実

□都政への支援拡充

- ・政策立案支援サービスの広報強化
- ・東京都が設置する図書館等との連携の活性化

- 「ハコ・モノ・ヒト」の充実に図り、より良い利用環境を構築する。

□館内施設の有効活用

- ・「主体的・対話的で深い学び」実現に向けた拠点空間の提供（休館日を利用した校外学習受入れ、備品等整備）
- ・展示スペース等貸出の促進

□学びの空間、施設、設備の充実

- ・劣化度調査に基づく施設整備
- ・閲覧机・椅子の段階的整備
- ・利用者用トイレ等の整備

□多様な情報源へのアクセス環境整備

- ・電子書籍検索の機能の向上（OPACや統合検索での電子書籍データ検索、ディスプレイ・サービス導入の検討）
- ・電子書籍の利用者所有端末での館内利用

□利用者と資料・情報をつなぐ人材の育成

- ・職員育成基本方針の改定、新方針に基づく実施
- ・各分野における専門的資質の向上
- ・運営体制の見直し

広報活動を刷新し、積極的な情報発信やPRを行う。

□新たな手法による情報発信強化

- ・館外イベント等出展先開拓による広報
- ・図書館利用動画コンテンツ多言語版の作成・発信
- ・「顔の見える」広報の実施（インタビュ記事発信等）
- ・利用者とのつながりによる広報の実施
- ・外国人をターゲットにした広報の実施

□広報活動の枠組や体制の整備

- ・統一的なイメージのもとでの広報の実施（コアメッセージ、ロゴ作成等）
- ・広報活動の運営枠組の整備
- ・広報体制の強化（複数アカウントによるSNS発信等）
- ・都立図書館コミュニケーションボックスの設置

これからの都立図書館に必要な利用環境について
-多様な学びや活動を支える機能-

(提言)

平成 31 年 3 月発行

編 集 第 28 期東京都立図書館協議会
発 行 東京都立中央図書館管理部企画経営課
〒106-8575 東京都港区南麻布 5-7-13
03-3442-8451(代)

印 刷 東京都同胞援護会事業局
東京都墨田区両国 4-1-8 田中ビル

登録番号 (30) 22



